



千葉大学ユニオンニュース第36号 2008年3月26日
 編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会
 ホームページ：http://www.age.cu/~cuu/ メールアドレス：cuu@e-mail.jp
 電話・ファックス：043-290-2234 ファックス専用：020-4666-6229
 西千葉キャンパス 総合校舎G号館401号室 ★声をお寄せください★ みなさんの
 周りや職場内でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

非常勤職員給与 不利益変更問題 決着

非常勤職員給与：4月1日より1～9%アップへ

2月号でお知らせしましたようにユニオンでは06年4月の非常勤職員統一単価制移行に伴う不利益変更の撤回・補償ならびに統一単価の引き上げについて運動を続けてきました。完全な解決には至っておりませんが、2月17日に引き続いて行われた3月7日の団体交渉の結果、今年4月1日より非常勤職員給与の改善が行われることになりました。

【06年3月以前採用者】常勤職員の地域手当に相当する額が付与されるよう現行給与を改定する。アップ率は、本年4月の9%から06年給与固定時の地域手当支給率を引いたものとする。具体的には千葉3%、東葛6%、遠隔地9%。なお、地域手当が10%となった場合は、さらに1%アップする。

【統一単価適用者】1%アップし、1,020円とする。

これにより、旧給与表で2-4相当の千葉市勤務の非常勤職員を例にとれば、時給1,127円が1,158円にアップします。千葉市以外では、地域手当全学一律化要求が実現したこともあって、東葛地区では1,095円から、それ以外では1,063円から、それぞれ1,158円にアップします。人件費抑制が続く中、ユニオンと非常勤職員の正当な要求に耳を傾けた役員会の対応を大いに評価するものです。しかし、この2年間の損失額(2-4フルタイムの場合、85,000円)の補償、旧制度であれば行われる常勤職員同様の給与改定(約1%)については、役員会は拒否しました。ユニオンは、これらの損失額補償要求の権利を留保すると宣言した上で、速やかに非常勤職員制度そのものの抜本的検討について協議したい旨申し入れたところ、役員会も了承しました。

4月1日より改正パート労働法が施行されます。同法は甚だ不十分な内容ではありますが、以下のような積極面も含んでいます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

◎均衡のとれた待遇の確保の促進(働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備)

(1)すべての短時間労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等

(2)特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止

◎通常の労働者への転換の推進：通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

非常勤職員の劣悪な待遇は、常勤職員の待遇改善の障害にもなっています。常勤・非常勤が力を合わせて、働く者全体の待遇を改善するために、改正パート労働法の積極面も活用しつつ、ユニオンは引き続き努力を続けます。



再審査制に関する団交結果と状況報告

再審査制は、ユニオンとしては基本的に反対の立場を表明してきた。それは何度くりかえし主張しているように、再審査制度は、当然のことながら審査結果に基づいて雇用を含む処遇上の措置を行うことを内包する、あるいはそうした措置に連動するものであるからである。

法経学部、文学部、教育学部や理学部等の教授会における懸念や問題提起の声もあって、2008年3月3日付けで役員会は「教員の再審査に関する規程案修正要綱」という修正案を提示した。3月7日の団体交渉まで短い時間ではあったが、同修正案についてユニオンは慎重な検討を加えた。その結果、名称が「定期評価」と変えられているが、構造的にはそれまでの再審査制と同じであることを確認しつつも、部局教授会の意見も取り入れられていること、ユニオンの主張も一部考慮されていることにも注目することが必要であるとの認識に至った。そこで、ユニオンとしては基本的に制度そのものに反対である点を堅持しつつも、紛争状況を回避するために、役員会が再三にわたって主張する「労働条件に影響しない」ということを文書として残すこと求める方針で団体交渉に臨んだのである。

団交の議事録はHPにも掲載しているとおりである。「名称が変わっても、再審査制という位置づけは変わっていない。そうであるならば、就業規則上の不利益処分には連動しないという解釈でいいか。」と聞くと役員会は基本的には同意しつつも、「勤務不良の内容がはっきり規定されているわけではないので、不利益処分となる勤務不良に絶対に当たらないと断言することはできない。」と曖昧さの残った答弁を行った。そこでユニオンは、役員会の考えを文書として残すために「定期評価規程に基づく評価過程ならびにその結果は、千葉大学職員不利益処分手続規程の対象となる不利益処分ならびに就業規則が規定する教員の処遇の理由とはならない。」という一文を入れた覚書案を提示した。役員会側は覚書という形式に同意しないものの何らかの形による明文化については努力するとの姿勢を示した。このような議論の上で「紛争状態に陥らないために明文化へ向けて今後両者で継続的に検討する」として団交は終了した。

3月7日の団体交渉を受けて役員会側は3月14日に開催された教育研究評議会にて学長発言を議事録として残すこととしたと伝えられるが、その議事録は24日現在提示されていない。もし議事録に示される内容が団交における議論の到達点を反映していない場合は、ユニオンは別の形式における明文化を求めて協議の継続を要求することとなる。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

亥鼻地区保育園訪問記

設立6年を経過したさつき保育園は、亥鼻地区の病院敷地内に併設されており、現在S社に業務委託されています。園児定員40名（うち乳児10名程度）が保育されていて、病院からの看護師の派遣により病後児保育にも対応するなど、病院職員にとってなくてはならないものとなっています。ユニオンでは、関係各位のご協力を得て、3月21日にさつき保育園の施設見学を実施いたしました。

保育園は採光などに配慮された一見すると申し分のない施設ではありますが、本来は保育園として建築されたのではなく、保護者や保育士からも施設改善要求が出されています。すでにユニオンは保護者等からの要望にもとづいて、保護者負担の軽減と衛生面を中心とした施設改善についての協議申し入れを行っていますが、今回は園側のご厚意により内部を詳しく視察させていただき、より具体的に問題を把握することができました。その結果は、今後の施設改善をめぐる協議に生かしていきたいと思っております。

今回の訪問で痛切に感じられたことは大学における保育園拡充の必要性です。機能面ではなおいくつかの課題を

抱えているにもかかわらず、定員いっぱいの園児がさつき保育園を利用している現状をみるにつけ、今後千葉大学において、大学全体で保育施設をよりいっそう充実させ、教職員のみならず、留学生や院生等を含めた要求に応えつつ、子育てと学問・職務との両立をさらに強力に支援していくことが求められているように思われました。皆様からの要望・意見をお待ちします。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

3月10日に歓送会を行いました

3月10日（月）の午後6時から、生協喫茶WISSENで歓送会を開催しました。副委員長の岡林が木下委員長の挨拶を代読して始まり、持ち込んだワインを堪能しながら歓談しました。本年度末で退職される参加者にはユニオンのロゴ入りカップを記念にさし上げました。長年にわたり千葉大学及びユニオンに貢献された方たちに感謝を込めて送らせていただきました。約20名の参加がございました。

- ◆ ユニオンのおもな活動 ◆
- 3月5日 政策および団交戦略会議
 - 3月7日 団体交渉（非常勤不利益変更問題、教員再審査制問題）
 - 3月10日 ユニオン歓送会
 - 3月13日 第7回執行委員会
 - 3月19日 四役会議
 - 3月21日 亥鼻地区視察（保育園・駐車場問題）
 - 3月26日 第36号ユニオンニュース発行

編集後記

非常勤職員給与不利益変更問題が一応決着した。満額回答ではないが、一步前進することができたことは喜ばしいことである。前回も述べたが、たとえ僅かでも要求が実現したことは嬉しいものである。これをさらに前進させるためには組合に力が必要であり、その力の源泉は組合員の数である。陽光の輝かしい新学期を迎え大学を少しでも良くしていくために、是非とも組合に参加していただきたく思う。

さて、以前にもお伝えしましたが、**生協カフェ食堂にオープンギャラリー**が開設されました。ご利用になりたい方は043-252-1810（伊藤）までご連絡下さい。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

千葉大学ユニオンにご加入ください！！

私たちの職場をより明るく豊かにしていきましょう。

下の「加入書」をFAXまたは持参にてユニオン事務室（ポストあり）までお寄せ下さい。FAX番号やユニオン規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

.....切り取り線.....

加 入 書

千葉大学ユニオン委員長 木下勇 殿
 千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2008年 月 日

ご氏名 _____ ご所属 _____
 ご連絡方法（メール、電話、FAXなど） _____